

富士見市市民人材バンク設置要綱

(設置)

第1条 幅広い分野における人材を発掘し、その情報を提供することにより、市民一人一人の多様な学習や活動を支援し、豊かな地域社会をつくるため、富士見市市民人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この告示において「人材」とは、生涯学習推進についての理解と熱意を持ち、持てる知識又は技能を地域社会で積極的に役立てようとする意欲のある者をいう。

(事業)

第3条 人材バンクの事業は、次のとおりとする。

- (1) 人材の登録、変更及び取消しに関すること。
- (2) 人材情報の管理及び提供に関すること。
- (3) 人材の発掘及び養成に関すること。
- (4) その他人材バンクについて必要なこと。

(人材バンクに登録できる者)

第4条 人材バンクに登録できる者は、個人又は団体とし、国籍及び住所は問わないものとする。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする者は、登録できない。

(登録手続)

第5条 人材バンクに登録しようとする者は、別記様式の市民人材バンク登録申込書（以下「登録申込書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込があったときは、登録の可否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

(登録事項の公表)

第6条 市長は、人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）に係る事項のうち次に掲げるものについては、公表するものとする。

- (1) 氏名（団体においては、団体名及び代表者名）
- (2) 指導、協力の内容
- (3) 指導料等の有無
- (4) 実費等

(5) その他利用者にとって有用な情報であって、登録者の権利、利益を不当に侵害する恐れのない情報

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から登録取り消しの申出があったとき。
- (2) 登録者が人材バンクを利用して政治、宗教又は営利目的の活動を行ったとき。
- (3) 登録者が死亡したとき、又は所在不明のとき。
- (4) その他市長が当該登録者の登録を取り消すことが適当と認めたとき。

(登録の変更)

第8条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出るものとする。

(登録の継続確認)

第9条 市長は、登録者の登録内容及び登録継続の意思について、令和2年5月1日から起算して3年を経過する毎に、当該登録者に照会するものとする。

(人材バンクの利用)

第10条 人材バンクを利用できる者は、市内に在住し、在勤し、若しくは在学している個人又は市内に事務所を有する団体とする。

2 政治、宗教又は営利活動を目的とするときは、人材バンクを利用することができない。

(利用の方法)

第11条 人材バンクを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、登録者のうちから希望する者について市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、当該登録者に確認の上、当該利用者に紹介するものとする。

3 利用者は、前項の紹介の結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第12条 人材バンクの庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に改正前の富士見市市民人材バンク設置要綱（平成14年告示第163号）の規定によりした処分、手続その他の行為は、改正後の富士見市市民人材バンク設置要綱の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に改正前の富士見市市民人材バンク設置要綱（平成14年告示第163号）の規定によりした処分、手続その他の行為は、改正後の富士見市市民人材バンク設置要綱の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。